

川越市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（素案）の概要について

平成25年6月

保健医療部 食品・環境衛生課

1 改正の趣旨

食品衛生法において、食品関係営業に係る営業施設の管理運営基準については、条例で、必要な基準を定めることとされています。

今般、食品関係営業の営業実態等を踏まえ、営業施設の管理運営基準を改正しようとするものです。

また、食品等の製造等の届出に係る規定を改正するとともに、文言の調整その他規定の整備を行おうとするものです。

2 改正の内容

(1) 管理運営基準関係

① 簡易な飲食店営業等で取り扱うことのできる「特定の食品」関係

「特定の食品」の定義規定について、総菜及び調理パンの除外規定を削除し、総菜等であっても、衛生上支障がないと認められる食品を「特定の食品」として認めることを可能にしようとするとともに、「特定の食品」を明示するため、市長が告示で定めるよう改めようとするものです。

② 従事者の就業制限関係

営業者が従事者に対し、食品等に直接接触する作業に従事させない期間を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第2項に規定する期間としようとするものです。

(2) 器具又は容器包装の製造業の届出制度関係

近年、食品の容器包装を原因とする食品事故の事例が埼玉県内で発生したことを踏まえ、器具又は容器包装の製造業に係る情報を把握するための制度として、当該施設の営業者に対し保健所長への届出を行うことを義務付けようとするものです。

3 施行予定日

公布の日から施行しようとするものです。

ただし、「器具又は容器包装の製造業の届出」の規定については平成26年4月1日から施行しようとするものです。